

(参考) 用語の解説

用語	解説
公共用財産	行政財産（公用または公共用に供し、又は供することと決定した財産）のうち、主に市民の方が利用する財産（学校、市営住宅、図書館、公民館、地区会館など）
公用財産	行政財産のうち、市が様々な事務や事業を行うために利用する財産（本庁舎、消防署など）
普通財産	行政財産以外の一切の財産。特定の用途または目的をもたず、貸付・交換・売却・譲与などができる財産（福祉会館、近畿高エネルギー加工技術研究所、競艇場など）

② 公共施設の老朽化の状況

本市の公共施設は、高度経済成長期からバブル経済期にかけて、その多くを整備してきたため、現在では大規模改修や大型設備機器の更新等が増加する建築後30年を経過したものが全体の約6割あり（図表10）、近隣市（西宮市、伊丹市）や、早くから老朽化対策等に着手してきた自治体（浜松市、秦野市、佐倉市）と比較しても高い割合になっています。（図表11）

なお、老朽化した施設の多くは昭和56年の建築基準法改正以前の旧耐震基準に基づいて整備されたものであり、防災上の観点からも課題となっております。

図表10 本市の現有施設(187万㎡)の建築年次別・建物種別の保有面積

